

厚岸町規則第1号

厚岸町観光審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町観光審議会条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町観光審議会条例施行規則（昭和55年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員の改選後最初に行われる会議は、町長が招集するものとする

第4条第3項中「調査、審議」を「調査審議」に、「時」を「とき」に、「退任」を「解散」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。